

公 示 送 達

下記の書類は、当職において保管しており、いつでも送達を受けるべき者に交付することを、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

令和8年9月14日

高 砂 市 長 都 倉 達 殊

記

送達を受けるべき者の氏名	送達する書類の名称
肥塚 しより	令和8年度介護保険料督促状1期